平成２２年（フ）第２６５号
秋田市南通築地１番16号、前住所秋田県南秋田郡五城目町東磯ノ目１丁目１番地11
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９号
秋田市飯島穀丁８番24号
債務者　保坂　栄樹
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７号
石川県小松市川辺町１番地32
債務者　袋井　大輝
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第６８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8973番地
債務者　青柳　寿樹
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第４８号
長野県駒ヶ根市上穂栄町24番17号　上穂ハイツ203
債務者　吉川　浩治
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５１号
長野県伊那市西町6028番地40
債務者　浦野　寿雄
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６１号
長野県伊那市西箕輪7967番地１　アローネ・コジマ101号
債務者　藤澤　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５８５号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟532号
債務者　清水　弥緒（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
京都府長岡京市八条が丘２丁目３番地　13―506　長岡天神ハイツ13棟506
債務者　濵ノ上朝子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
京都市山科区小山御坊ノ内町34番地27
債務者　ルーツプランニングこと　宇津木正人
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６４号
京都市東山区福稲御所ノ内町22番地　Ｍ’ｓ―ＨＯＵＳＥ202号
債務者　多田　達也
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２２号
京都市伏見区羽束師鴨川町302番地36
債務者　川嶋　芳秋
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
京都市伏見区羽束師鴨川町302番地36
債務者　川嶋　明子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
京都市左京区浄土寺真如町177番地６　ハイツ白川２階202号、住民票上の住所京都市左京区浄土寺真如町176番地　ハイツ白川２階202号
債務者　辻田　敦史
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
京都市山科区川田菱尾田２番地４
債務者　青山　一男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１　31棟1105号
債務者　中瀬まり子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２６号
京都市中京区壬生土居ノ内町26番地
債務者　次原　正子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３８号
京都市右京区嵯峨小倉山堂ノ前町２番地１　野々宮幸ハイツ201
債務者　山脇　昭彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係